## 「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、お客様、取引先、特約店、販売店、協力会社、従業員、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取り組みを進めてまいります。

記

## |1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

## (個別項目)

具体的には、賃金の引上げについて、事業環境や当社の経営状況、労働市場の動向等を踏まえ、労働組合と真摯な対話を継続していくとともに、教育訓練等について、ENEO Sグループ人材育成基本方針に基づき、「今日のあたり前」を支え、「明日のあたり前」をリードする人材の育成に資する研修、教育機会の提供に取り組んでまいります。

## 2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。 なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、 マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

パートナーシップ構築宣言のURL

(https://www.biz-partnership.jp/declaration/113794-05-09-tokyo.pdf)

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取り組み状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和7年2月28日

ENEOS株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 山口 敦治